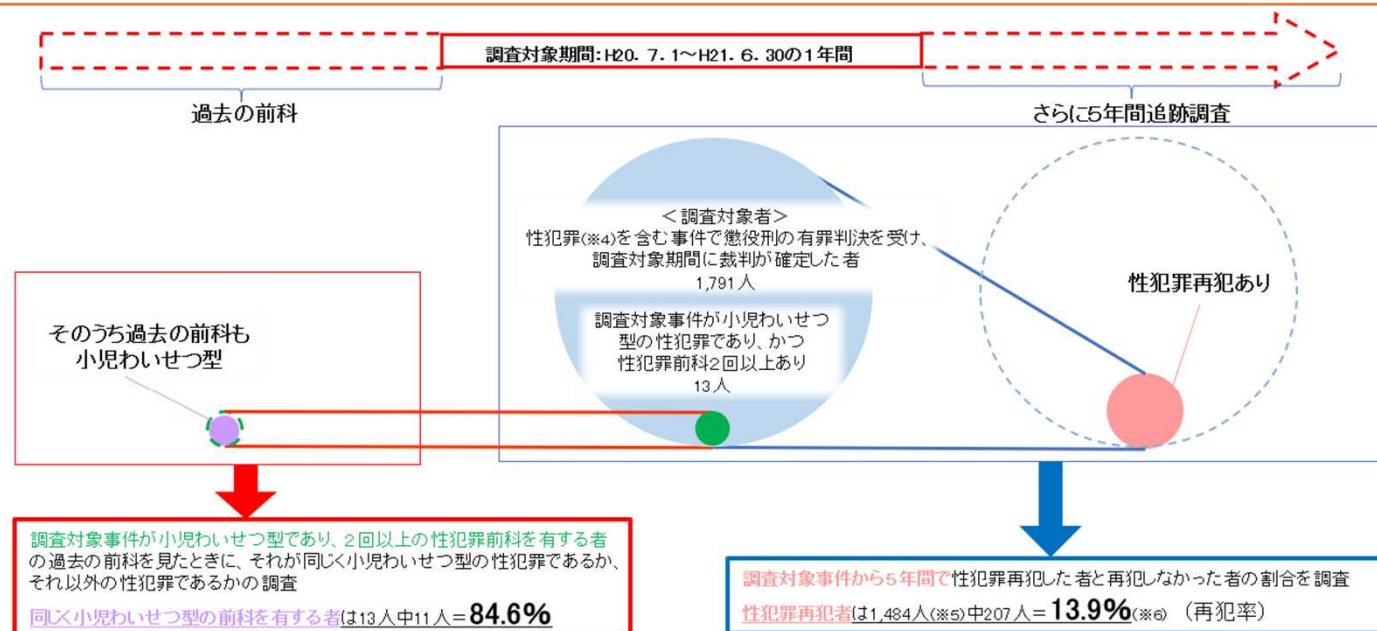


こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第2回会議配布資料	資料 1
令和5年7月19日	

性犯罪の再犯に関する資料

性犯罪の再犯に関する資料

- 「再犯率」は、犯罪により検挙等された者が、その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのを見る指標である。(※1)
- 本調査(※2)の性犯罪再犯率(性犯罪による有罪確定後5年間のうちに再び性犯罪に及び、有罪確定した者の割合)を見ると、13.9%の者が、再び性犯罪に及んでいる。
- 一般的に、再犯を繰り返すことが多いと認められる他の犯罪として、薬物犯や窃盗犯が主に挙げられる。これらの犯罪より再犯率が高いわけではないとしても、性犯罪は、被害者の心身に回復困難な被害を生じさせるといった点において他の犯罪と性質の異なるものであり、その点において再犯率13.9%は看過できる数値ではないと考えられる。
- 一方、小児わいせつ型の性犯罪で有罪確定した者のうち、それ以前に2回以上の性犯罪前科を有している者(※3)について見ると、それらの前科も同じく小児わいせつ型であった者の割合は84.6%であった。この数値は再犯率ではないものの、小児わいせつ型の性犯罪に及んだ者の中に、複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず、同じく小児わいせつ型の性犯罪を繰り返す者が一定数存在することが認められる。



※1 平成28年版犯罪白書より

※2 法務総合研究所研究部報告55 性犯罪に関する総合的研究より

※3 本調査において、2回以上の性犯罪前科を有する者は86人抽出されている。

※4 「性犯罪」強姦(強姦致死傷、準強姦、準強姦致死傷、集団強姦、集団強姦致死傷、集団準強姦及び集団準強姦致死傷を含む。)、強制わいせつ(強制わいせつ致死傷、準強制わいせつ及び準強制わいせつ致死傷を含む。)、わいせつ目的略取誘拐、強盗強姦(強盗強姦致死を含む。)、及び都道府県のいわゆる迷惑防止条例で禁止されている痴漢、盗撮等(以下、「条例違反」という。)をいう。

※5 裁判確定から5年を経過した時点において服役中の者及び服役中に死亡した者を除いている。

※6 「性犯罪再犯(刑法犯)」3.4%、「性犯罪(条例違反)」10.5%